性を研究すること。とりわけ、放送業務及び移動業務（航空移動業務を除く。）のスペクトルの必要性の研究を行うこと。

2　関連する無線通信部門（ITU-R）の研究、勧告及び報告を考慮し、第一地域の470-694MHzの周波数帯において、放送業務と移動業務（航空移動業務を除く。）との間の共用及び両立性の研究を必要に応じて行うこと。

3　他の既存業務のシステムを然るべく保護するために、共用及び両立性の研究を必要に応じて行うこと。

以下を主管庁に要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、研究に積極的に参加すること。

以下を2023年世界無線通信会議に要請することを決議し、

上記研究が完了し、ITU-Rにより承認されることを前提に、これらの研究結果を踏まえ、第一地域の470-694MHzの周波数帯における可能な規制措置を必要に応じて検討すること。

以下をITU-Rに更に要請する。

本決議の履行に当たって、電気通信開発部門（ITU-D）との部門間協力を確保すること。

追　　決議第236（WRC-15）　列車と沿線の間の鉄道無線通信システム

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　鉄道輸送システムが発展していること。

b)　高速鉄道環境からの要求に応えるため列車及び沿線システムに、例えば、制御信号送信、運用制御、データ伝送などの各種の機能を容易に使用できるよう、異なった技術を統合する必要があること。

c)　列車及び沿線を支援する現在の鉄道無線通信システムは、狭帯域システムであること。

d)　列車と沿線の間に鉄道無線通信システムを展開するには、基盤投資が必要なこと。

以下を認識し、

a)　列車と沿線の間の鉄道無線通信システムにおける情報及び無線通信技術は、鉄道トラヒック制御の改善、乗客の安全及び列車運行における保安の向上をもたらすこと。

b)　鉄道無線通信に資する技術について、時期を得た研究が必要であること。

c)　国際標準及び調和のとれたスペクトルが、列車と沿線の間の鉄道無線通信システムの世界的展開を促進し、公共鉄道輸送の規模の経済に資するであろうこと。

d)　現行の列車と沿線の間の鉄道無線通信システムと他の無線通信システムとの間の両立性を確立する際の経験から恩恵を得る必要があること。

以下に留意し、

a)　鉄道輸送は、世界的経済、特に開発途上国の社会発展に寄与すること。

b)　一部の国内及び国際鉄道機関が、鉄道無線通信システムのための新技術の調査を始めたこと。

c)　ITU無線通信部門（ITU-R）の第５研究委員会が、鉄道無線通信システムの関連する技術及び運用上の特性の研究をしていること。

d)　一部の国では、鉄道無線通信システムは乗客サービスの提供を支援する可能性があること。

以下を強調し、

a)　これらの既存及び将来システムの運用がなされる周波数帯では、列車と沿線の間の鉄道無線通信システムは他の各種のシステムと両立しなければならないこと。

b)　第1.59及び第4.10号は、鉄道無線通信システムには適用されないこと。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

ITU-R研究の結果に基づき、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線の間の鉄道無線通信システムを実現するための世界的又は地域的に調和した周波数帯をできる限り促進するために、適宜必要な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

列車と沿線の間の鉄道無線通信システムのスペクトル需要、技術的及び運用上の特性並びに導入の研究を行うこと。

以下を構成国、部門構成員、準部門構成員及びアカデミアに要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、研究に積極的に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する国際鉄道連盟（UIC）並びに他の関係国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第237（WRC-15）　高度道路交通システムアプリケーション

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　交通管理の改善及び安全運転支援の目的で、高度道路交通システム（ITS）通信アプリケーションを提供するための情報通信技術が車両システムに組み込まれていること。

b)　世界的及び地域的に使用されているITSアプリケーションのためのスペクトルの調和の検討が必要なこと。

c)　無線通信技術を含めた各種の技術を陸上交通システムに組み込むことが必要なこと。

d)　外部と繋がっている多くの新車両が、交通管理を改善するための車両の複合高度交通管理、高度旅行者情報、高度公共輸送管理システム、高度車列管理などのシステムに、インテリジェントな技術を使用していること。

e)　国際標準化機構（ISO）が、ISO/TC204において、車車間及び車両とインフラ間の無線通信を必要とする「協調システム」のためのアプリケーションを含むITS（無線以外）を標準化していること。

f)　第３世代移動体通信システム標準化プロジェクト（3GPP）が、ITSアプリケーション向けの「LTEベースV2Xサービス」の無線インタフェース、システムアーキテクチャ及びサービス要件を標準化していること。

g)　未来の車両無線通信技術及びITS放送システムが姿を現しつつあること。

h)　一部の主管庁は、ITS無線通信アプリケーションのための周波数帯を調和させていること。

以下を認識し、

調和したスペクトル及び国際標準が、ITS無線通信の世界的展開を容易にし、ITS機器及びサービスを公衆に広めるための規模の経済を提供すること。

以下に留意し、

a)　ITSの無線インタフェースの要件に関するガイドラインが、ITU-R勧告M.1890に記述されていること。

b)　5.8GHzでの短距離専用通信の技術及び特性の概要が、ITU-R勧告M.1453-2に記述されていること。

c)　３つの地域それぞれの一部の主管庁が5725-5825MHzの周波数帯で無線LANを導入しており、この帯域は産業科学医療用（ISM）アプリケーションにも特定されていること。

d)　ITU-R報告M.2228に記述されているように、交通安全及び環境負荷削減の実現に向けた、高度ITS無線通信の研究及び実用試験が活発に進められてきたこと。

e)　ITSアプリケーションの車車間及び車両とインフラの間の無線インタフェース標準が、ITU-R勧告M.2084で規定されていること。

以下を強調し、

a)　無線通信規則の関連規定に従い、ITSアプリケーションは、現在、多数の無線通信業務に分配された周波数帯で運用されていること。

b)　第1.59号及び第4.10号の規定は、ITSアプリケーションには適用されないこと。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、